

K 5 6 0 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）

【注の新設】

（新設）

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 8 1 肺動脈閉鎖症手術

【注の新設】

（新設）

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 8 3 大血管転位症手術

【注の新設】

（新設）

注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。